



SATO'S NEWS LETTER

2015年8月号
(No.71)

CONTENTS

- 労働者派遣法の改正について P.1
- 助成金情報 P.2
- 労務トラブル Q&A P.3
- 人事労務ニュース P.3
- 企業 PR コーナー
福祉作業所 メロディ 様
..... P.4
- おすすめセミナー情報 ... P.4

8月の社会保険労務と税務

10日

- 源泉徴収税額
・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

15日

- 個人事業税の納付<第1期分>
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期分>
- 健保・厚生保険料の納付
- 外国人雇用状況報告

労働者派遣法改正案について

労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護等の改正案が、今国会にて成立予定です。平成 27 年 9 月 1 日施行期日となっていますが、成立日より施行日が変更の可能性もあります。以下、概要についてご説明します。

1.すべての労働者派遣事業を許可制に

- すべての労働者派遣事業を許可制に（許可の取消が可能に）
- キャリア形成支援制度を持つことを許可要件に追加
- 特定労働者派遣事業を行っている事業主 ⇒ 施行日から3年間の猶予あり
- 小規模派遣元事業主 ⇒ 資産要件等の許可要件の軽減

2.派遣元は派遣労働者の雇用安定措置をとること（義務）

- 派遣先への直接雇用の依頼
- 新たな派遣先の提供
- 派遣元での無期雇用
- その他安定した雇用の継続を図るために必要な措置



3.専門 26 業務および業務単位での期間制限の廃止

- 個人単位および事業所単位の派遣期間が制限に
 - ↳ 個人単位
同じ人の同じ課への派遣は3年を上限（課を異動すれば継続派遣可能）
 - ↳ 事業所単位
課を変えても、派遣先事業所全体の派遣労働者については3年を上限（延長には、過半数労働組合等のチェックが必要）
- 無期雇用の派遣労働者は期間制限なし



4.派遣労働者への教育訓練等の実施（義務）

- 正社員になるための計画的な教育訓練の実施
- 希望者へのキャリア・コンサルティングを実施



5.派遣を希望する者の待遇の改善

- 現行の規定に加え、派遣元に対し、派遣労働者の均等待遇の確保の際に考慮した内容の説明義務
- 現行の規定に加え、派遣先に対し、同種の業務に従事する派遣先の労働者の賃金の情報提供、教育訓練、福利厚生施設の利用に関する配慮義務
- 派遣元の義務規定への違反に対しては、許可の取消も含めて厳しく指導



助成金情報

『企業内人材育成推進助成金』

平成 27 年度から「個別企業助成コース」・「事業主団体助成コース」が創設されました。

職業能力評価、キャリア・コンサルティング等の人材育成制度を導入・実施し、継続して人材育成に取り組む事業主等に対して助成されます。

対象となる事業主

- ・雇用保険の適用事業の事業主
- ・人材育成制度を就業規則等に規定して導入し、従業員に実施した事業主



個別企業助成コース

以下の①～③の人材育成制度を就業規則等に規定して導入し、従業員に実施した事業主に、一定額を助成

() 内は中小企業以外の助成額

助成対象		制度導入助成額 (実施することが要件)	実施・育成助成額 (一人あたりの額)
①教育訓練・職業能力評価制度	従業員に対する教育訓練や職業能力評価を、ジョブ・カードを活用し計画的に行う制度	50 万円(25 万円)	5 万円(2.5 万円)
②キャリア・コンサルティング制度	従業員に対するキャリア・コンサルティングを、ジョブ・カードを活用し計画的に行う制度	30 万円(15 万円)	5 万円(2.5 万円)
	従業員をキャリア・コンサルタントとして育成した場合に加算	—	15 万円(7.5 万円)
③技能検定合格報奨金制度	技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度	20 万円(10 万円)	5 万円(2.5 万円)

事業主団体助成コース

助成内容	助成額
従業員に対し教育訓練や職業能力評価を行う構成事業主を支援する事業団体について、構成事業主が 3 事業主以上、かつ従業員合計 30 名以上を対象に導入・実施された場合、支援に要した費用の一部を助成	支援した費用の 2/3 (上限額 500 万円)

(例 1)

中小企業が職業能力評価制度を導入し

同じ労働者 A に評価を 6 か月ごとに計 5 回実施した場合の助成額 **75 万円**

(内訳) 制度導入助成 50 万円 + 実施助成 25 万円 (5 万円×延べ 5 人)

(例 2)

中小企業が教育訓練制度と職業能力評価制度を導入し、

同じ労働者 A に、教育訓練と評価を実施する場合の助成額 **60 万円**

(内訳) 制度導入助成 50 万円 + 実施助成 10 万円 (訓練分 5 万円 + 評価分 5 万円)





労務トラブル Q&A 「マイナンバー-物理的安全管理措置」

Q. マイナンバー制度の運用にあたっての物理的安全管理措置とは、具体的にはどのようなことをすれば良いのでしょうか？

A.

マイナンバーを取り扱うすべての事業者は、マイナンバーを含んだ個人情報の漏えいが起きないように安全管理措置を講ずることが求められています。特定個人情報保護委員会が作成したガイドラインでは、物理的安全管理措置として次の4つの観点から具体的な対策方法を示しています。ただし、このガイドラインが示している具体的な方法については、必ずこの方法でなければならないという絶対的なものではありません。企業規模や実情に応じて、ガイドラインを参考にしながら、情報漏えいが起きないように対策をとることが重要です。

<p>場所の管理</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報等を保管するサーバールーム等の入退室を管理する（ICカードやナンバーキー等） ・マイナンバーの取扱事務をする場所に壁や間仕切りを設置するか、座席配置を工夫して盗み見等を防止する
<p>機器等の管理</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体、書類等を鍵のかかるキャビネットや書庫に保管する ・セキュリティワイヤー等で機器を固定する
<p>持出し時の漏えい防止</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・データの暗号化やパスワード保護、施錠できる搬送容器を使用する ・封筒に封入し鞆に入れて搬送する ・追跡可能な郵送等の手段を利用する
<p>個人番号削除 機器等の廃棄</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・書類等を廃棄する場合は、焼却や溶解等の復元不可能な手段を採用し、責任ある立場の者が確認する ・機器や電子媒体等を廃棄する場合は、専用データ削除ソフトを利用したり、物理的に破壊する

繰り返しとなりますが、表内の対策は、あくまでも特定個人情報保護委員会が示すガイドラインのため、すべてをそのとおりに対応する必要はありません。

- ・立ち入り禁止区域を設けて、関係者以外の立ち入りを一切禁止にする。
- ・パソコン画面を背後から覗き見されないように、席替えをおこなう。
- ・特定個人情報に関する資料は鍵付きのキャビネットに格納する。
- ・持ち出しについては許可制を導入して、厳格に運用する。

といった方法が、多くの企業における現実的な物理的安全管理措置として考えられます。



人事労務ニュース

●施行日の延期もある！？「改正労働者派遣法案」

労働者派遣法改正案が参院本会議で審議入りした。同改正案では、同じ会社で期限なく働くことのできた専門26業務の区分をなくし、派遣社員が同じ職場で働ける期間を3年までにする一方、企業は人を変えれば同じ職場ですっと派遣を受け入れることができる。

●8/1 から雇用保険の基本手当日額が変更されます！

今回の変更は平成26年度の平均給与額（「毎月勤労統計調査」による毎月決まって支給する給与の平均額）が平成25年度と比べて約0.07%上昇したことに伴うものです。

(1) 60歳以上 65歳未満	6,709円 → 6,714円
(2) 45歳以上 60歳未満	7,805円 → 7,810円
(3) 30歳以上 45歳未満	7,100円 → 7,105円
(4) 30歳未満	6,390円 → 6,395円



企業PRコーナー 「福祉作業所 メロディ」様



小物 100 円より



明るく元気に
一生懸命がモットー

私たちの作業所では、麺の梱包作業やかわいい小物作り、そしてさまざまな内職をしています。おいしい各種ラーメン、かわいい小物をぜひお試しください。また、内職の依頼があれば、お声掛けください。よろしくお願いたします。

広島市南区宇品海岸 3 丁目 10-35 広菱宇品ビル 1F

TEL 082-567-5266



尾道ラーメン
324 円



つけ麺
324 円



汁なし担担麺
324 円



各種ブレスレット 200 円より

SATO'S INFORMATION

マイナンバー実務対応セミナー

おすすめセミナー情報

～「人」の専門家、社会保険労務士がお届けする大人気セミナー～

- 日時 : 2015 年 8 月 26 日(水)13:30 ~ 17:00
- 場所 : MDX 広島ビル 8 階 (広島市中区大手町 1-6-2)

13:30 ～15:30	マイナンバー 実務対応セミナー 質疑応答	10 月までに行うべき 7 つのポイント
		行程別の実務対応と安全管理措置の具体的な取り組み 社内規定類の整備のポイント
15:30 ～17:00	個別相談会	実務、規程作成、管理面をサポートするシステムに関する個別相談会です。マイナンバー情報がまとめて手に入るセミナーです。



若手フォロー研修 (入社 5 年目までの方が対象)

サトー事務所説明会

～自分自身を棚卸して、信頼される仕事の極意を学ぼう!～

- 日時 : 2015 年 10 月 7 日(水)10:00 ~ 16:00
- 場所 : MDX 広島ビル 8 階 (広島市中区大手町 1-6-2)

午前	自分自身の振り返り	外部講師
	求められる仕事への向き合い方 報告・連絡・相談のコツ	
午後	タイムマネジメントのポイント	サトー講師
	チームコミュニケーション	
	期待される役割と課題	



森田ひとみ先生

2 級キャリアコンサルタント技能士
NPO 日本キャリア開発協会会員
日本秘書クラブ中四国役員
メンタル心理アドバイザー

社会保険労務士
受験生向け

社会保険労務士事務所の業務を知っていただき、社会保険労務士を志す方を応援します!

2015 年 8 月 30 日(日)
16:00~17:00
TAC 広島校 306 号室
ご予約不要

社会保険労務士法人サトー 広島事務所
730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル 5 階

月～金 9:00~18:00
電話: 082 (546) 2080 FAX: 082 (546) 2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所
101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6 階

月～金 9:00~18:00
電話: 03 (5829) 8982 FAX: 03 (5829) 8983